

富岡町復興推進計画

令和4年6月20日

福島県富岡町

1. 計画の区域

富岡町全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらした。

当町においても、震災・大津波により、建物及びJR富岡駅の流出や道路・水道をはじめとする社会インフラにも甚大なる被害が生じるなど、その被害は町全域に及んだ。

加えて、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、同年3月12日以降、平成29年4月1日に帰還困難区域を除く避難指示が解除される迄、全町避難を強いられ、町民生活はもとより地場産業も著しく落ち込み、当町の経済は非常に厳しい状況に直面している。

こうした中、当町では、平成27年6月に策定した第二次災害復興計画に基づき、社会インフラの復旧・復興や除染などに積極的に取り組み、平成29年4月に帰還を果たしたところである。

原発事故以降低迷している地域経済の回復と帰還住民の雇用確保のため、当町の中核的産業を担い得る企業の設備投資を支援することで、帰還する町民の生活安定、地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図ることを当計画の目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

帰還する町民生活の安定及び地域経済の活性化と雇用機会の創出を図るため、今回の取組を通じ、当町の中核的産業となる金属製品製造業において、立地企業の設備投資を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

株式会社木村管工（本社：福島県双葉郡富岡町）が富岡町内（富岡町大字上郡山地内（富岡産業団地内））において、廃炉関連製品の製造、金属加工工場の新設を行うために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本事業は 10 名の新規雇用創出効果が見込まれ、これにより当町における金属製品製造業は当町の製造業の従業員数において第 1 位に位置付けられる中核的な業種となる見込みであり、且つ金属製品製造業の従業員数においても 40%以上を占めることが見込まれる事業者が実施するものである。したがって、目標に掲げた「帰還する町民生活の安定及び地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図る」ことを達成するために必要且つ当該計画の目標達成に大きく寄与する事業である。

③ 施行規則第 2 条に規定する該当事業

施行規則第 2 条第 6 号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社東邦銀行、株式会社筑波銀行

⑤ 特別の措置

当事業を実施するものに対して必要な資金（3 億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第 4 4 条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

廃炉関連製品の製造及び金属加工を行う株式会社木村管工は、当町における産業分類上で中核的な事業を行う企業と位置付けられることとなり、帰還する町民生活の安定及び地域経済の活性化に寄与するものである。

また、新規雇用も 10 名を予定しており、町民の雇用機会の創出に貢献するものである。

これらの効果は当町における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に十分寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の見解を聴取した。

また、富岡町、福島県、株式会社東邦銀行、株式会社筑波銀行、株式会社木村管工を構成員とする富岡町復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議（書面開催）を行った。